

名古屋大学における職員の通称名使用について

平成13年11月20日

総 長 裁 定

名古屋大学における職員の通称名の使用については下記のとおり取扱うものとする。

記

- 1 通称名とは、戸籍上の氏名または旧姓ではないが、自他共に認め一般に通用し、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められるものとする。
- 2 通称名の使用については原則として、「名古屋大学における職員の旧姓使用について」に準じ取扱うが、使用できる文書等が限定されることから、通称名の使用については事前に旧姓使用担当相談官へ理由を付して申し出ることとする。